3	不明	不明	東京大学		前期	1998	1	月イチお助けライブ講義９月：Ｅ１	10,500
4	不明	不明	大学入試センター試験		本試験	2008	6	月イチお助けライブ講義12月：Ｅ３，Ｅ10	10,500
								合計	42,000

別表５

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物								利用方法及び補償金の額	
番号	題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（入試英語問題の区分）					利用方法（複製・翻訳・譲渡）	補償金の額（税込・単位：円）
			学校名	学部名	日程・方式	出題年度	大問番号または英文／和文の冒頭	教材名	
1	不明	不明	大阪大学	共通	前期	2000	１－Ｂ	月イチお助けライブ講義12月：Ｅ１	10,500
2	不明	不明	京都大学		後期	1999	The cellular phone is now widely used in Japan and	月イチお助けライブ講義11月：Ｅ１，Ｅ２	10,500
3	不明	不明	東京大学		前期	1998	1	月イチお助けライブ講義９月：Ｅ１	10,500
4	不明	不明	大学入試センター試験		本試験	2008	6	月イチお助けライブ講義12月：Ｅ３，Ｅ10	10,500
5	不明	不明	大阪大学	共通	前期	2000	１－Ｂ	月イチお助けライブ講義12月：Ｅ１	21,000
6	不明	不明	京都大学		後期	1999	The cellular phone is now widely used in Japan and	月イチお助けライブ講義11月：Ｅ１，Ｅ２	21,000
7	不明	不明	東京大学		前期	1998	1	月イチお助けライブ講義９月：Ｅ１	21,000
8	不明	不明	大学入試センター試験		本試験	2008	6	月イチお助けライブ講義12月：Ｅ３，Ｅ10	21,000
								合計	126,000

○文化庁告示第六十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年八月十二日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年十一月二十五日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　河村　潤子

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　静岡県駿東郡長泉町下土狩一〇五番十七号　株式会社乙会（代表取締役　西村稔）

三　利用方法　通信教育用教材（別表参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　八、四〇〇円

別表

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物								利用方法及び補償金の額	
番号	題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（入試英語問題の区分）					利用方法（複製・翻訳・譲渡）	補償金の額（税込・単位：円）
			学校名	学部名	方式	出題年度	大問番号	教材名	
1	不明	不明	京都大学	全学部	前期	2007	3(1)	直前予想演習　京大英語　問題冊子	1,050
2	不明	不明	京都大学	全学部	前期	2007	3(1)	直前予想演習　京大英語　解答解説冊子	1,050